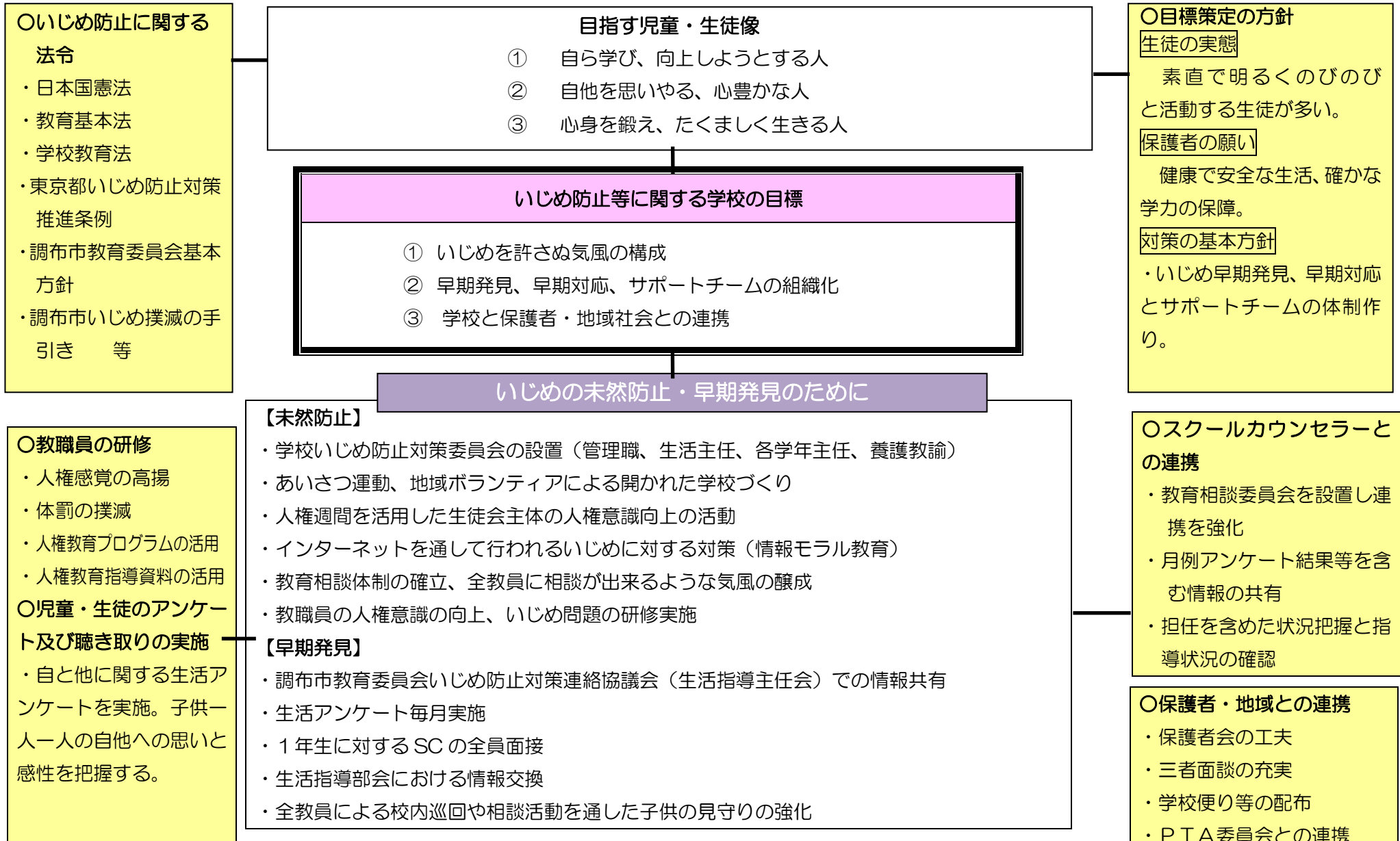


令和元年度 調布市立第三中学校「学校いじめ防止対策基本方針」



いじめの対応

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の様態 ・被害の状況 ・集団の構造 ・いじめの動機と背景 ・被害生徒の状況 ・加害生徒の状況 ・保護者や職員等の現状把握の状況 ・他の問題行動との関連 ・他の課題との関連 	<p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の設置（校長・副校長・生活主任・学年主任・担任・養護教諭・SC） ・取組内容 保健室、SCとの連携 学年、分掌の連携強化 	<p>③<被害児童・生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実感をもてる支援 ・目に見える対応 ・人間関係の改善充実 ・課題解決への援助 <p><加害児童・生徒の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的な責任を果たさせる ・法的責任を果たさせる <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年等への指導 等
---	--	--

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

<p>●関係諸機関との連携</p> <p>連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）</p> <p>指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の教示 等</p>
--

*重大事態への対処

<p>●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順</p> <p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。 ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施 ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討 ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催
--

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間等	ふれあい月間 調布市防災教育の日 いじめ防止月間			社会を明るくする運動			ふれあい月間 「いのちと心の教育」月間 いじめ防止月間			ふれあい月間 いじめ防止月間		
生活指導	生活アンケート（毎月）											
教育相談	二者面談		QUテスト		三者面談		QUテスト		三者面談			
生徒会活動	あいさつ運動						あいさつ運動 落ち葉掃き			あいさつ運動		
道徳	基本的生活習慣・誠実・責任感・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・生命尊重・弱さの克服・正義・集団生活の向上・愛校心・人類愛											
学活	集団生活のルール・諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・男女の協力・人間関係の確立・性的発達への適応・将来設計											
総合	コミュニケーション講座						進路学習ⅠⅡⅢ			卒業論文		
各教科	英) あいさつ 家) 家庭と家族		技) 情報モラル 音) 命・友情		家) 幼児の発達			音) 助け合い			英) 異文化理解	
家庭・地域	全校保護者会		学年保護者会			学校生活アンケート			全校保護者会			